

- 店舗内の出店業種の見直し及び未定の出店業者が決定したため
- 5 届出年月日
平成16年6月9日
 - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局振興調整室
平成16年6月30日から平成16年10月29日まで

登載依頼**熊本県教育委員会公告第27号**

熊本県教育委員会の会議を次のとおり開催する。
平成16年6月30日

熊本県教育委員会委員長 岡 畑 寛

- 1 開催日時
平成15年7月6日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室
- 3 議題（予定）
 - (1) 熊本県子どもの読書活動推進計画の策定について
 - (2) 熊本県社会教育委員の委嘱及び任命について
 - (3) 熊本県立図書館協議会委員の委嘱及び任命について
 - (4) 熊本県立美術館協議会委員の委嘱について
 - (5) その他
- 4 傍聴人の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴受付は、会議当日午後1時から会議の会場前で行い、傍聴人受付簿に住所及び氏名を記入した傍聴希望者に傍聴整理券を配付する。
 - (2) 午後1時20分に、傍聴整理券と引き換えに傍聴券を交付する。ただし、傍聴希望者が定員を超えるときは、午後1時20分に受付を終了し、抽選により傍聴人を決定する。傍聴希望者が定員に満たないときは、定員に達するまで、先着順に受付を行い傍聴券を交付する。
 - (3) 傍聴人は、係員に傍聴券を提示し、その指示に従って、会議の会場に入ることができる。
- 6 非公開の案件
議決により非公開とされた案件は、傍聴できない。
- 7 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県教育委員会事務局総務広報課秘書総務班
(電話 096 - 383 - 1111 内線 6616)

熊本県公安委員会規則第9号

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成16年6月30日

熊本県公安委員会委員長 小栗 宏夫

風俗営業等法令事務取扱規則の一部を改正する規則
風俗営業等法令事務取扱規則（平成13年熊本県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。
（遊技機の認定に係る通知）

第6条 遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第3条第2項に規定する認定通知書及び同条第3項に規定する不認定通知書による通知は、それぞれ営業所の所在地の所轄警察署長（以下「所轄警察署長」という。）を経由して行うものとする。

別記様式第7号から別記様式第8号の2までの4様式を次のように改める。

別記様式第7号から別記様式第8号の2まで 削除
附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。